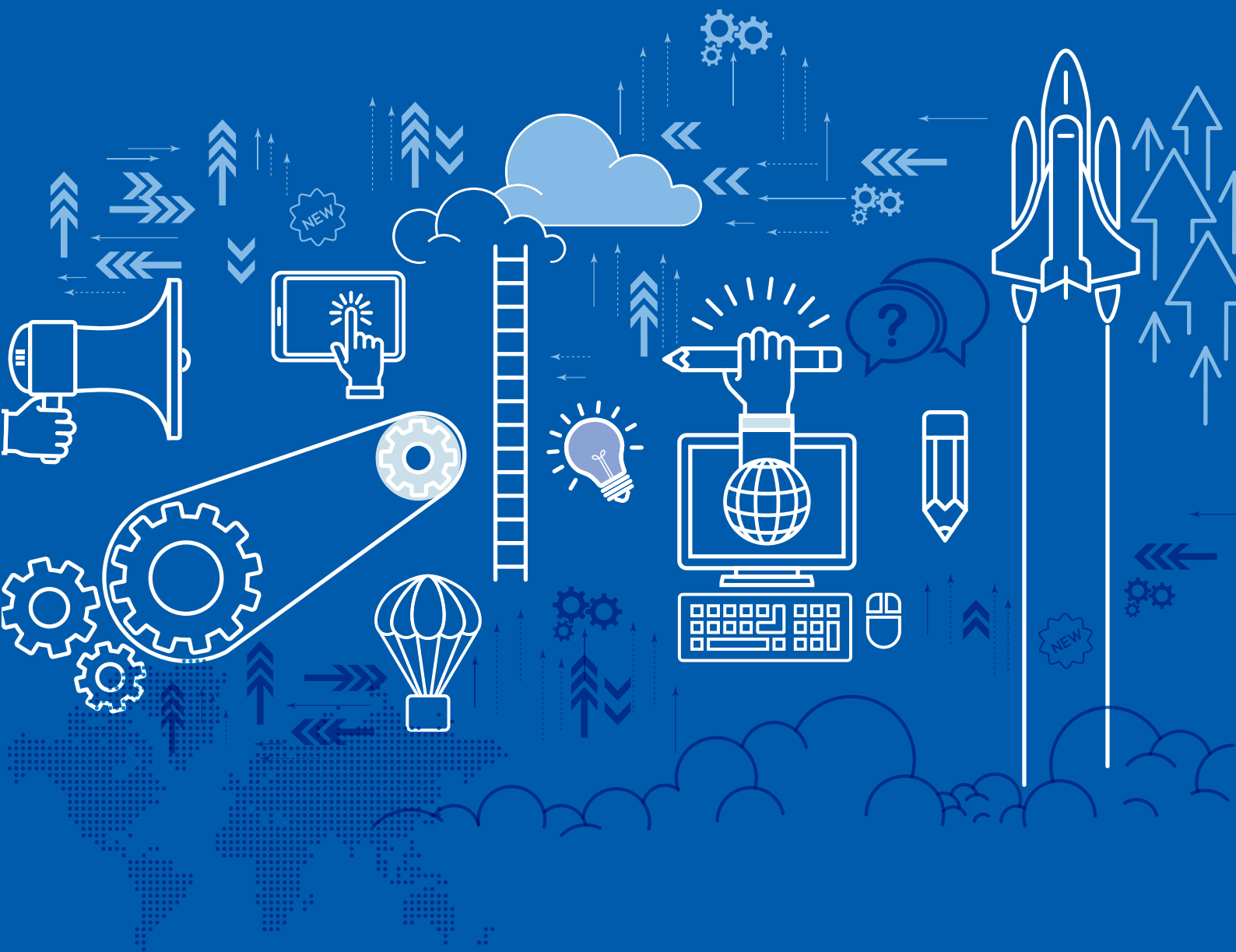


創業ガイドブック

創業するなら立川・昭島・福生で！



目次

1	はじめに	
	創業する皆様へ	2
	創業に向けた最初の1歩	3
2	創業のステップと支援制度	
	ステップ1 相談窓口を訪問	4
	ステップ2 セミナー・スクールを探しましょう	6
	ステップ3 創業準備を始めましょう	9
	ステップ4 さあ創業です	12
3	三市で創業するメリット	
	三市の創業支援	14
4	問い合わせ先一覧表	16

創業する皆様へ

このガイドブックは皆さんのために夢を実現する道しるべとして作成しました。
皆さんはこれから何をすればいいのか？ 誰と話をすればいいのか？
どこにどんな情報があるのかよくわからない状況ではないでしょうか？

そこでこれからの道のりをまずは把握してください。
このガイドブックは、その道のりに従って必要な事項を記載しています。

創業を思い立った時から、実際の準備をして、創業に至るまでには次のような段階を経て創業に至ります。

図表1-1-1

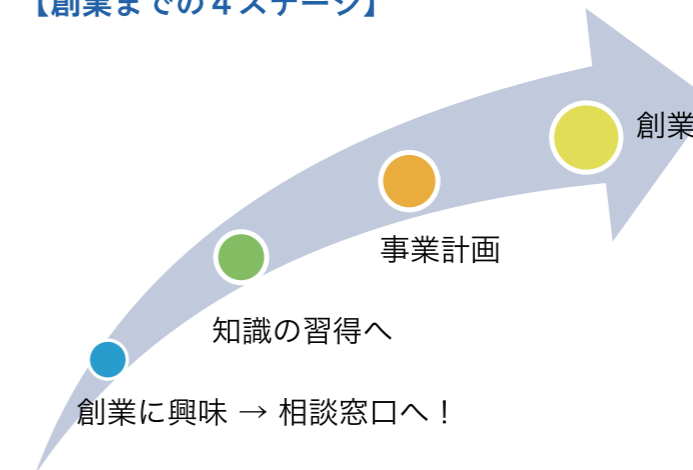
段階	創業者の意識	次の段階に進むには
創業に興味を持ち始めた段階 ステップ1	創業に具体的なイメージを持たない状態。 何から手を付ければいいのかわからない。	創業するとはどういうことを学ぶ時期。 セミナー等で知識を得て次の段階に進む意思を固めましょう。
創業に対して具体的な計画に落とし込む段階 ステップ2	創業に関心があり何らかの行動を開始した状態。基本的には何をやりたいかは具体化できていない。	セミナー・創業塾等で基礎知識を得たうえで、経営者になる意思を固めます。事業計画案を作成し、次の段階へ進みます。
手続きを開始して創業に進む段階 ステップ3	ビジネスモデルを固め準備を開始できる状態。作った事業計画を現実にしていく段階。	協力者の合意を取り付けながら、必要な手続きを進めて創業します。
創業した段階 ステップ4	経営者として活動する状態。	経営支援者からフォローを受け事業を軌道に乗せていきます。

創業に向けた最初の1歩

2つの事を実践してください。

- ①相談に乗ってくれる人を探します。1から勉強するよりもこれからどうすればいいのか教えてくれる人を見つけると効率的に物事が進みます。
- ②相談窓口を探します。創業を後押ししてくれる相談窓口はたくさんあります。相談窓口の候補先になる機関をこのガイドブックで紹介します。

【創業までの4ステージ】



ステップ
1

相談窓口を訪問

皆さんには相談窓口が開かれています。ガイドブックに書かれていることや、普段から疑問に感じていることを相談してみてください。

相談する事により、次に自分がすべきことが明らかになると思います。また市の相談窓口では皆さんの希望や状況に応じた情報提供が得られます。

図表2-1-1 三市の創業相談窓口

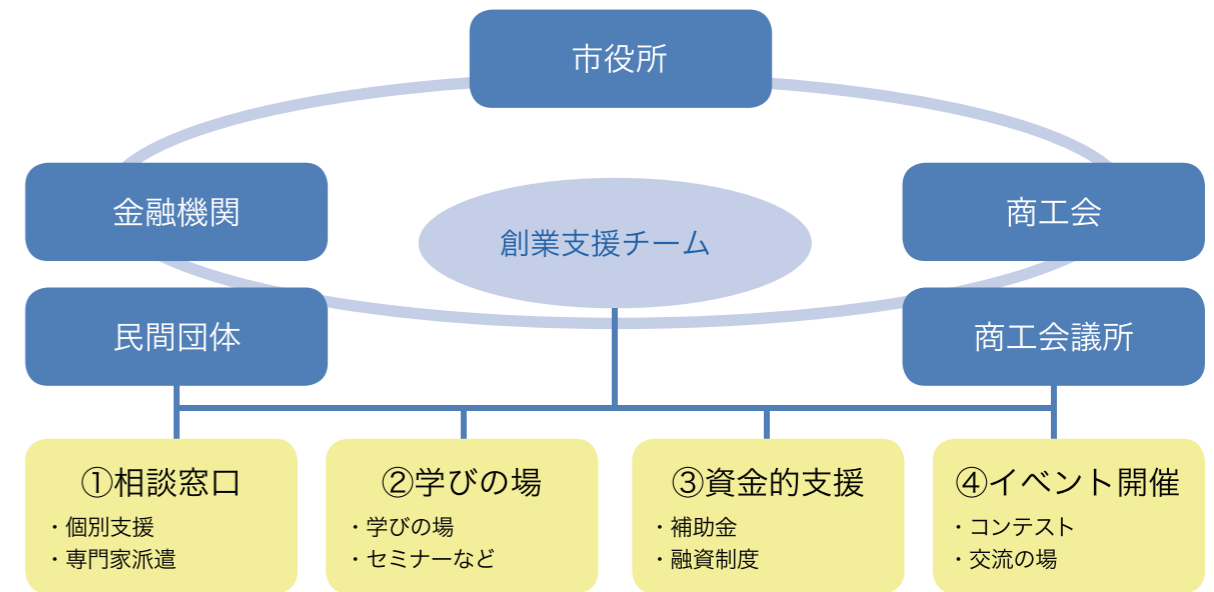
市別	市役所	商工会議所・商工会
立川市	立川市産業文化スポーツ部 産業観光課商工振興係 ☎042-528-4317	立川商工会議所 ☎042-527-2700
昭島市	昭島市市民部 産業活性課産業振興係 ☎042-544-5111(代)	昭島市商工会 ☎042-543-8186
福生市	福生市生活環境部 シティセールス推進課 ☎042-551-1699	福生市商工会 ☎042-551-2927

(相談は無料ですが、予約をしてください)

なぜ市役所が創業を支援するのか？

創業支援は日本の抱える問題を解決する施策のひとつだからです。日本政府は開廃業率の目標の実現に向け、産業競争力強化法（平成26年1月施行）により、地域における創業を促進するため、市区町村が民間事業者と連携して創業支援を行う取組みを支援しています。法の制定を踏まえ立川市・昭島市・福生市（以下、「三市」という。）は次のように創業支援体制を作り、支援するメニューを決めています。支援するメニューは三市それぞれ独自の工夫をしてバラエティに富んでいますが、図表2-1-2①～④の基本的な構成は変わりません。

図表2-1-2 創業支援スキーム



創業の相談窓口を設けている機関

多摩地域では三市の窓口以外にも相談窓口があります。支援を受けたい内容（例えば補助金獲得や資金の借入など）が明確であれば、「問い合わせ先一覧表 01相談窓口を持つ支援機関（P.16）」を訪問しましょう。

どこを訪問するにも事前予約しておくといいでしょう。

ステップ
2

セミナー・スクールを探しましょう

多摩地域では創業に関するセミナー・スクールがたくさんあります。自分の関心あるテーマにそったものを見つけて創業をより具体的なものにして行きましょう。



▶ 創業セミナーと創業スクール 何が学べるか？

創業や経営に役立つ知識、情報を、コンパクト（主に1回）に学べるのが創業セミナーです。創業の進め方、マーケティング、財務・税務、資金調達など創業に必要な個別的なテーマを設定して開催されます。まだ創業自体をよくイメージできないときや自分の知りたいテーマだけを勉強したいときに受講することが一般的です。（セミナーの例を表に示します）

図表2-2-1 創業セミナーのテーマ別

テーマの事例	概要
創業に役立つ情報提供	創業のための事前情報提供。主に創業の進め方とその準備段階で何をすればいいのかを教えてもらいます。
創業に向けての意識づけ	主に経営者とはどんなものか知ることができます。経営者の心構えや経営者としての行動基準など事例を交えて解説してもらえます。
創業支援施策の説明	公的機関、民間団体などが実施している創業支援事業の内容をその機関から説明を受けることができます。
先輩創業者の経験談	経験談による情報提供。テーマは様々あります。具体的な話が多く人気があるテーマです。他のテーマと合わせて設定されることもあります。
経営・財務・ITなどの個別テーマの解説	ホームページの作り方、営業技術、財務管理など経営者になるための分野を絞ったセミナー。創業スクールで同様の知識を獲得できます。
ノウハウの伝授	補助金・助成金獲得・融資獲得のために具体的な申請書の書き方などのテクニックを学ぶことができます。

創業スクール（創業塾）は、ビジネスに関するアイデアを持つ人を対象に経営に必要な知識を一通り学べる場を提供しています。知識を5～10日にわたって学ぶことと、創業希望者が事業計画作成を目指すものが一般的です。スクールに決まった形式はありませんが、20名程度のゼミナール形式で行う事が多いようです。一般的な座学だけでなく、グループディスカッションをしたり講師からの個別アドバイスを受けたりすることができます。こうして自分の事業計画を作成した結果、自分の夢が現実的な行動目標に変わります。事業計画については次の項で解説します。

また創業スクールに行く目的は事業計画を作ることだけではありません。他にも次のように重要な理由があります。適切なスクールを選ぶ参考にしてください。

図表2-2-2

なぜ創業スクール（創業塾）に行くのか？	
1	経営者になるための基礎知識を習得する
2	同じ志をもつ仲間やアドバイザーを見つける
3	創業するまでのプロセスを理解する
4	補助金や融資を受けるための優遇措置を獲得できる（注）
5	【重要】経営者になる覚悟ができる

（注）補助金や融資を受けるための優遇措置とは？
希望者の関心が高いのがスクール受講で獲得できる「資金面での優遇措置を受ける権利」です。産業競争力強化法に基づく「特定創業支援事業」に認められた創業スクールや個別相談を修了し自治体に申請すると「特定創業支援事業を受けた創業者（＝認定創業者）」として証明書を受け取ることができます。証明書を受けた人は自治体や金融機関の融資など創業支援特典を受けることができます。（優遇措置等の具体的な内容は年度や自治体により変わることもあるので相談窓口で確認してください。）

▶「特定創業支援事業」に認められるためのスクールの必須カリキュラム

図表2-2-3

カリキュラム項目	概要
経営	創業者が知っておきたい経営論。経営戦略、会社法、組織論など。
財務	簿記、財務、会計の基礎知識。PL/BSを読めることなどお金のことを学ぶ。
人材育成	組織活性化論、人材開発方法、リーダーシップ論が中心。
販路開拓	マーケティング理論が中心ですが、営業の実践、内装設計など実用レベルの知識も学べます。売上アップ関連で受講者の関心が高いジャンル。

平成29年11月現在の内容

通常のコースでは上記の内容を各々1日から2日で学ぶことができます。創業スクール(創業塾)のカリキュラムは上記のような必須事項だけではなく、経営者になるための意識づけ、IT活用、現地見学会等、創業希望者に関心のある内容が付加されたコースもあります。

創業スクールを有効に活用して夢の実現に進みましょう！

創業セミナー・スクールにどんなものが、いつあるのかなどの情報は「問い合わせ先一覧表 02セミナーとスクール情報提供サイト(P.16)」で調べることができます。三市だけでなく、様々な支援機関で実施されていますので確認してください。

ステップ
3

創業準備を始めましょう

▶ 事業計画の解説

まずは、事業計画を作成しましょう。事業計画は、創業スクールで学ぶことによりそのイメージは出来上がると思います。事業計画は創業スクールによって使う書式が違います。書式にルールはありませんが資金計画やビジネスモデルなどが含まれた書式が一般的です。共通している項目は多いのでそのポイントを確認しておきます。基本的な構成は4つの大項目から成り立っています。

図表2-3-1

基本構成	内容
1. 事業内容	自分の行いたい事業の記述。いわゆる自社のビジネスモデルの記述です。「誰からいくらで仕入れて」、「誰に物(サービス)をいくらで売なのか」という点が基本事項となります。その事業の強み、独自性、ライバルについても記載します。
2. 創業者自身の紹介	自己の紹介、事業に関する経歴・実績、関係する人脈を記述します。特に重要なのは創業する目的と動機です。動機には創業者の本気度が現れます。周囲の関係者が最も重視するポイントです。
3. 必要な資金と調達方法	資金はいくら必要で、何に使うのかや、自己資金と借入金の内訳を書きます。特に融資する側は自己資金をどの程度準備しているかを見て融資判断をします。
4. 事業の将来計画	3年先くらいまでの事業の見通し、何をどの程度販売(生産)して、どのくらい収益を見込む計画かを記載します。

上記は一例です。概ね3ページから5ページのフォーマットに記入する例が多いようです。具体的には「問い合わせ先一覧表 03事業計画作成に役立つ情報提供サイト(P.17)」を参考にしてください。事業計画の書き方が分かりやすく解説されています。

特にビジネス特有のノウハウを確認するには情報提供サイトの中の「J-NET21」にある「業種別スタートアップガイド」に200以上の業種・職種に関してヒントが掲載されています。

最後に事業計画が重要な理由を確認しておきます。

図表2-3-2

なぜ事業計画は重要か？	
1	作成することで自分の考えを整理できる
2	作成することで問題や課題を見つけることができる
3	作成することで家族や協力者と意思の疎通が図れる
4	補助金や融資を受けるために必須である
5	【重要】自分の計画に自信を持てる

こうして自身の事業計画が出来上がると、夢が現実に近づいた実感を得ることができるはずです。



事業計画を作ったら専門家だけでなく家族や友人に見てもらって意見をもらいましょう！

✦ 行動計画を作ります！

「行動計画を作る」とは創業準備から創業に至るまで誰がいつまでに何をするのか、計画を組むことを言います。これから自分が何をしなくてはいけないのか？ 協力者（共同経営者、出資者、家族等）は誰かを整理しておきます。具体的には事業計画という骨格ができたなら、協力者と一緒になって必要な手続きや準備項目を洗い出して計画書にまとめます。どんな書式でも構いません。創業までに協力者とともに項目を着実に実行し、自分のビジネスモデルを確かなものにするのが行動計画作成時の重要な課題です。

図表2-3-3 行動計画作成に組み込むべきチェックポイントを示します。

行動計画に取組む内容	
1	届出や手続きの内容をリストアップ。
2	創業するための技術・技能・知識の習得。
3	市場調査をしたか？ ターゲット顧客は明確か？
4	事業への協力者の確認。賛同が得られているか？
5	店や事務所の青写真を作り、創業する場所を契約。
6	仕入計画、設備や調度品購入。従業員雇用計画。
7	資金計画・収支予想の確認。
8	ライバル（競合）のリストアップと対策。
9	リスク（不慮の事態）のリストアップと回避策。
10	【重要】後戻りする意思はないか？

行動計画表に書くべき内容や様式などは「03事業計画作成に役立つ情報提供サイト（P.17）」を参考にしてください。共同創業者や家族などと一緒に作成すると、より確かな計画になるだけでなく、実施する時にも効率的に進めることができます。

行動計画を作成すると自分のすべき事が明確となりますので、進展を実感することができます。

さあ創業です

▶ 創業の手続きと法律・実務的な知識

創業するためには様々な届出や手続きをしなければなりません。手続きの前の留意点を確認しておきます。

図表2-4-1 企業登記手続きの準備

留意事項	内容
事業形態	個人事業か法人設立(株式会社、合同会社等)か(注)で手続きが異なります。個人事業の場合には、会社を登記する手続きは不要です。
企業名(屋号)	個人事業でも企業名を持っておくと、広告や名刺に使えるのでビジネスを広めるときに効果的です。
創業の場所	店舗や事務所を決めておきます。住所と名前は事業を開始すると簡単には変更できません。
その他	ホームページ開設、備品類の購入、名刺の準備など。

(注)個人事業にするか法人設立にするかメリット・デメリットをよく比較し、関係者と相談するなどして事前に決定してください。

▶ 法人設立時の登記手続き

法人設立には、法務局にて商業・法人登記申請手続きをします。登記のために定款作成などの準備が必要です。

図表2-4-2

申請時必要事項	内容
資本金の振込 定款の作成と認証 会社の印鑑	左記の書類は会社登記に必要なものです。実際の手続きには、さらに身分証明書などが必要となります。法務局のサイトにはその内容が詳しく説明されていますので確認してください。 すべての書類を準備して個人で登記することは可能ですが、税務署への手続きも含めて税理士や行政書士など専門家の支援を受ける方法もあります。

登記申請完了後は期間を経て登記簿ができます。登記簿謄本が税務署などの届出時に必要です。

▶ 会社を登記した後の必要な届出(税務署等への届出)

次に税務署と社会保険関係の届出が必要です。国と東京都へ事業開始を届け出ます。

図表2-4-3 税務関係と社会保険関係

事業形態	機関名	内容必要事項
個人事業 法人事業	税務署 (国税関係)	開業届は個人事業を開業したことを税務署に申告するための書類。正式名称は「個人事業の開業届出書」、法人設立の時には「法人設立届出書」。 他には青色申告承認申請書、従業員を雇うときに給与支払事務所等の開設届出書の2種類がある。
	都税事務所 東京都主税局	個人事業を開業したことを都税事務所に申告するための書類を提出します。 個人事業は「事業開始等申告書」、法人設立時には「法人設立届出書」。
	市町村役場	法人設立の時には「法人設立届出書」
	社会保険関係	年金事務所(健康保険、厚生年金保険)、ハローワーク(雇用保険)、労働基準監督署(労災保険)に届出が必要です。

上記以外に届出等が必要または不要な場合や、届出およびその期限等が変更している場合があります。詳しくは各届出先にお問い合わせください。

相談窓口・創業スクールなどを通して手続きや届出などの知識を獲得しておく必要があります。その上で詳しい専門家のアドバイスを受けると時間や手間の節約になります。

以上で届出が終わり事業を開始できます。

三市の創業支援

三市の創業相談窓口

三市では創業に関する相談を受ける窓口を開設しています。
創業に関する質問や要望から、連携機関への紹介も行っています。

図表3-1-1

	窓口
立川市	立川市産業文化スポーツ部 産業観光課商工振興係 ☎042-528-4317
昭島市	昭島市市民部 産業活性課産業振興係 ☎042-544-5111(代表)
福生市	福生市生活環境部 シティセールス推進課 ☎042-551-1699

(相談は無料ですが、予約をしてください)

創業のために活用できる支援事業

図表3-1-2 立川市の創業支援事業

支援	内容	特記
融資	創業資金A 創業予定者、創業後1年未満で、立川市内で事業を営む方(あるいはその予定の方)。	運転資金・設備資金を融資。 融資限度額1000万円。 実質利率0.5%。保証料補助1/2。
	創業資金B 創業資金Aに該当する方の内、代表者が女性または男性の満20歳以上35歳未満か満55歳以上の方を対象。	運転資金・設備資金を融資。 融資限度額1000万円。 実質利率0.4%。保証料補助1/2。
	創業資金S 創業資金Aに該当する方の内、立川市の証明を受けた認定創業者(注)を対象。	運転資金・設備資金を融資。 融資限度額1500万円。 実質利率0.3%。保証料補助1/2。
相談	無料創業相談窓口 専門の相談員による無料相談。	2か所で受付。要予約。 (立川市中央図書館ビジネス支援コーナーとたましんWinセンター)
その他	商店街チャレンジショップ『コラボ』	JR立川駅南口の実店舗で最長一年間、様々な支援を受けながら経営を実際に学んでいただき、その後は独立していただく支援制度です。

支援事業の詳細内容は変わることがあるため、窓口でご確認ください。

(注)「認定創業者」とは、立川市創業支援事業計画に基づいた特定創業支援事業を受けたことによる証明を受けた創業者。

図表3-1-3 昭島市の創業支援事業

支援	内容	特記
融資	中小企業事業資金融資 小口事業資金融資 創業後1年未満で昭島市等の区域に店舗や事務所を設置し、事業を営んでいる方を対象。	開業資金融資。 融資限度額1000万円。 実質利率0.6%。 保証料補助 全額又は一部。
補助金	昭島市商店街空き店舗活用補助金 昭島市内商店街の空き店舗を活用して店舗を構える場合の経費の一部を補助する制度。	補助対象経費の3分の2(補助限度額50万円)で、創業等出店事業は補助限度額100万円。対象経費：改装費、賃借料
相談	ワンストップ相談窓口 創業支援チームアドバイザーによる相談。	昭島市役所にて毎月第3木曜日午後(要予約)。

支援事業の詳細内容は変わることがあるため、窓口でご確認ください。

図表3-1-4 福生市の創業支援事業

支援	内容	特記
融資	中小企業振興資金 創業後1年未満で福生市にて事業を営んでいる方他を対象。	開業に必要な資金あるいは開業1年以内において事業を営むために必要な資金。 融資限度額1000万円。 実質利率0.625%。 保証料補助 全額。
	小口零細企業資金 創業後1年未満で福生市にて事業を営んでいる方他を対象。	開業に必要な資金あるいは開業1年以内において事業を営むために必要な資金。融資限度額1000万円。 実質利率0.425%。 保証料補助 全額。
補助金	福生市コミュニティビジネス支援事業補助金。 福生市内で新たにコミュニティビジネス事業を創業しようとする方に、出店に係る経費の一部を補助。	年一回の募集。補助経費の2分の1以内(限度額60万円)。 対象経費：家賃、改装費、広告費、備品費等。
相談	相談窓口：シティセールス推進課 創業支援担当による相談。	福生市役所にて 平日8:30~17:15

支援事業の詳細内容は変わることがあるため、窓口でご確認ください。

問い合わせ先一覧表

01 創業に関する相談窓口を持つ支援機関リスト(多摩地域中心)

名称	内容	実施機関
創業支援・新事業支援拠点「BusiNest(ビジネススト)」	専門家による相談窓口や情報提供(創業支援関連制度紹介・イベント紹介)を実施。東京都よらず相談窓口もある。	中小企業基盤整備機構(東大和市) ☎042-565-1195
多摩創業支援センター	創業前の相談から、創業時の金融相談、創業後の経営相談まで、創業ワンストップ相談を受けられる。	日本政策金融公庫(立川市) ☎042-524-4199
創業アシストプラザ多摩分室	創業前の相談から、創業時の金融相談、創業後の経営相談まで、創業ワンストップ相談を受けられる。	東京信用保証協会(立川市) ☎042-525-3101
東京都中小企業振興公社多摩支社 経営相談	経営上の課題を解決するため、各分野の専門家が日替わりで相談を担当。	中小企業振興公社(昭島市) ☎042-500-3901
信用金庫各支店窓口	地元信用金庫の相談窓口担当者による創業前から創業後までの創業ワンストップ相談を受けられる。	各支店窓口

(その他民間機関等にも多数存在していますが省略します。)

02 創業セミナーとスクール情報を提供する便利なサイト

名称	内容	運営機関
ミラサポ	経済産業省中小企業庁が認定した全国の「認定創業スクール」の情報を提供している。	中小企業庁
J-NET21	創業に関する全国のセミナー・イベントを検索可能。テーマを選定して検索できる。	中小企業基盤整備機構
東京都創業NET	創業者を支援する情報プラットフォーム。研修セミナーを掲載している。	東京都産業労働局
BusiNest(ビジネススト)	中小企業・創業希望者のための情報提供、経営相談窓口の情報を提供している。	経済産業省が実施機関に依頼。
東京都中小企業振興公社多摩支社	東京都中小企業振興公社が開催する創業セミナー・創業塾の情報を提供している。	東京都中小企業振興公社
創業支援センターTAMA	多摩地域の情報を中心に掲載している。	多摩信用金庫

上記サイトには、交流会、融資制度など、セミナー・スクール以外の創業関係の情報も掲載されていますので参照してください。また多摩地域に関係しないサイトでも参加可能セミナーが多くありますが、ここでは省略します。

03 事業計画作成に役立つ情報提供サイト

名称	内容	運営機関
J-NET21(ミラサポも同じ)	「業種別スタートアップガイド」200以上の業種・職種に関し、業種特有のビジネスのヒント、関係する法規制、必要な届け出先などの具体的な情報を提供している。「創業サポートブック」事業計画の書き方を詳細に解説している。	中小企業基盤整備機構
中小企業庁ホームページ 創業・ベンチャー支援	「夢を実現する創業」創業までにどんな準備が必要なのか、解説したガイドブック。マンガ形式でわかりやすく解説している。ダウンロード可。	中小企業庁
日本政策金融公庫ホームページ 創業支援コーナー	「創業の手引き」創業の手引、創業のポイント集コーナーにあるガイドブック。創業計画、販売計画、仕入計画、資金計画、返済計画など各種計画の作り方を解説している。ダウンロード可。	日本政策金融公庫

上記以外では、創業補助金など補助金申請時に計画書を添付する事例があります。補助金には申請フォーマットが決まっていることもあるため、補助金の公募要領等に書き方の事例や注意点が示されており参考にできます。

04 手続きやビジネスプラン作成の参考情報サイト

名称	内容	運営機関
中小企業庁ホームページ 出版物コーナー	「中小企業施策利用ガイドブック」中小企業向けガイドブック。補助金、融資、税制等の中小企業向け施策を目的別に検索できる。ダウンロード可。	中小企業庁
中小企業庁ホームページ 経営サポートサイト	「創業者事例集」～想う・繋げる・実現する～創業者向け事例集。各支援機関の創業支援を受けた創業者を紹介している。ダウンロード可。	中小企業庁
J-NET21 起業をするコーナー	「各種書式ダウンロード」創業準備の段階から事業計画作成、各種必要申請書類まで、『すぐに使える雛形が欲しい』に対応するフォーマットを提供。記入例とセットにして提供。	中小企業基盤整備機構
日本政策金融公庫 創業支援コーナー	「業種別参考情報」「創業の手引、創業のポイント集」コーナーにある業種別創業ポイント集。美容業、飲食業、販売業、工業業など12種類の業種別創業ポイントをまとめている。	日本政策金融公庫

(その他民間機関等にも多数存在していますが省略します。)

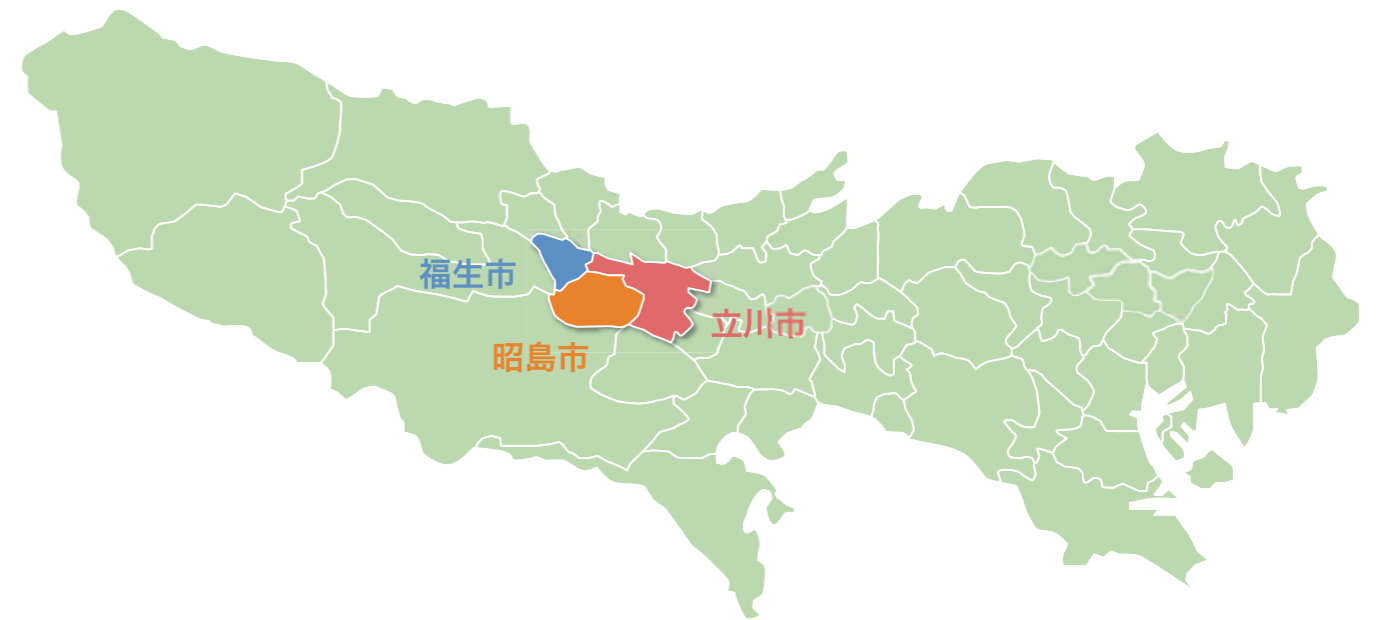
05 創業手続きに関する専門家リスト

相談だけなら無料の場合が多いので、条件等を確認し相談して下さい。

頼りになる士業	内容	連絡先
中小企業診断士	経営相談全般	東京都よるず支援拠点 / ☎03-6205-4728 TOKYO創業ステーション / ☎03-5220-1141 立川商工会議所 / ☎042-527-2700 東京都中小企業振興公社多摩支社 / ☎042-500-3901
税理士	税金の相談	公益財団法人日本税務研究センター 税務相談室 ☎03-3492-6016
弁護士	法律問題全般	日本司法支援センター 法テラス ☎0570-078374
司法書士	会社設立手続き全般	東京司法書士会総合相談センター (四ツ谷) ☎03-3353-9205 (三多摩支部) ☎042-548-3933
行政書士	会社設立手続き書類作成	東京都行政書士会 市民相談センター ☎03-5489-2411
弁理士	知的財産(特許/商標)	日本弁理士会・関東支部・東京本部 ☎03-3519-2707 ☎03-3519-2751
社会保険労務士	労務問題全般	東京都社会保険労務士会 面談形式による相談 ☎03-5289-8833
技術士	技術アドバイザー	一般社団法人東京技術士会 メール相談のみ (info@peit.jp)
ITコーディネータ	IT化推進の支援	ITコーディネータ協会 ☎03-6912-1081

※技術に関する相談：
東京都立産業技術研究センター 多摩テクノプラザ / ☎042-500-2300
本部総合支援窓口 / ☎03-5530-2140

三市で創業しましょう！



創業ガイドブック

発行者：三市創業支援事業協議会T.A.F.

発行日：2017年12月1日

編集：一般社団法人城西コンサルタントグループ (JCG)